

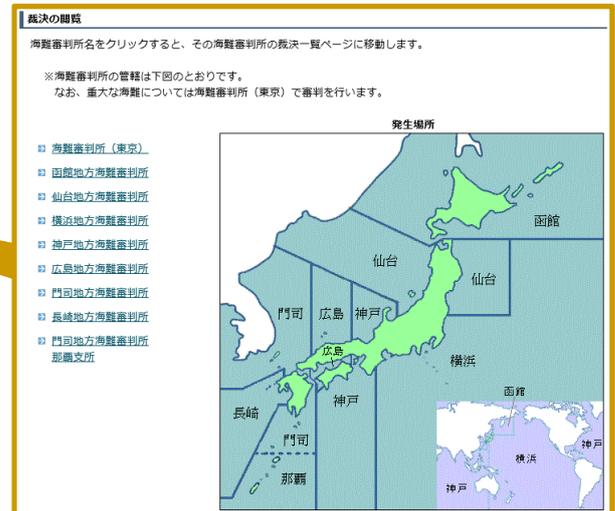
海難防止の取り組み



海難審判所ホームページ (アドレス: <https://www.mlit.go.jp/jmat/>)

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、令和3年1月以降に言い渡した海難審判の裁決を言渡し日順に公表(船名、個人名等は非公開)しています。

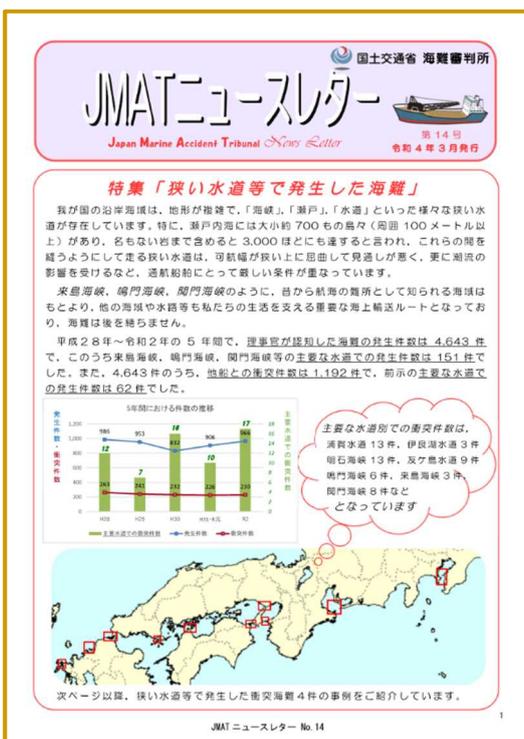
海難審判所名又は地図上の地方名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。



JMAT ニュースレター

主な海難事例について、どのようにして海難が起こったのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。「JMAT」は、海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字を表しています。

JMAT ニュースレターは、ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービスの申込みはホームページをご覧ください。



《JMAT ニュースレターの発行状況》

第14号	◇特集「狭い水道等で発生した海難」
第13号	◇特集「内航船が関係した海難」
第12号	◇特集「モーターボートによる海難」
第11号	◇特集「遊漁船の海難」
第10号	◇特集「水上オートバイの海難」
第9号	◇特集「内航船が関連する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中で発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した衝突海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」
創刊号	「JMAT ニュースレター」の発刊にあたって ◇特集「霧中海難」

(第14号 特集「狭い水道等で発生した海難」)



社会学習活動への協力

➤ 出前講座

海難審判所では、海難審判制度の説明を行ったり、裁決事例を基にして再発防止策を紹介したりするなど、職員を講師として派遣しています。

学生の課外活動や会社の研修の一環などで、海難審判制度や仕組み、海上交通ルールについてなど、職員を派遣、また、リモートによる説明会も可能です。お気軽にお問い合わせください。

➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、修学旅行や社会科見学で訪れる児童や生徒に対し、業務説明や審判廷の開放を随時行っており、模擬審判の実施のほか、海難審判の仕組み、日本における船の役割や交通ルール等について、パワーポイントを用いて説明しています。

訪問を希望する場合は、海難審判所ホームページや電話で、お気軽にお問い合わせください。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、中止している場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

※ 海難審判所お問い合わせ (<https://www.mlit.go.jp/jmat/iken/iken.htm>)



海難審判所の取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機に、民間会社や官公庁などにおいて、テレワークやリモート会議が浸透していますが、海難審判所では、理事官の面接調査や海難審判の際、海難関係人又は審判関係人が、遠隔の地に居住しているなどで出頭が困難な場合、最寄りの他の海難審判所に出頭し、テレビ会議の方法により行う取組を、平成 20 年の組織改編以前から行っています。

令和元年（平成 31 年）から令和 3 年までの 3 年間において、テレビ会議システムを活用した審判の実施件数は、東京の審判所において 4 件でした。



(審判を行う海難審判所の様子)

(審判関係人が出頭する海難審判所の様子)